

# 社会福祉法人 京都ワークハウス 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都ワークハウスの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、理事会出席報酬として1回2,227円を支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、評議員会出席報酬として1回2,227円を支給する。

3 上記以外の会議等に参加した場合は、その実費を支給する。

附 則

この規程は、平成29年 6月 7日より適用する。